

小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成 31 年 3 月 19 日 (火) 午後 7 時 00 分～午後 7 時 54 分

場所 小田原市役所 7 階 大会議室

2 出席者氏名

- 1 番委員 栢 沼 行 雄 (教育長)
- 2 番委員 和 田 重 宏 (教育長職務代理者)
- 3 番委員 萩 原 美由紀
- 4 番委員 吉 田 眞 理
- 5 番委員 森 本 浩 司

3 説明員等氏名

教育部長	内 田 里 美
文化部長	安 藤 圭 太
教育部副部長	友 部 誠 人
文化部副部長	遠 藤 佳 子
文化部管理監	大 島 慎 一
教育総務課長	飯 田 義 一
学校安全課長	川 口 博 幸
教育指導課長	石 井 美佐子
文化財課長	鈴 木 一 彰
教育指導課副課長	瀬 戸 浩
教育指導課副課長	齋 藤 吉 弘
文化財課副課長	内 田 文 明
図書館副館長	一寸木 孝 幸

(事務局)

教育総務課副課長	前 島 正
教育総務課主任	小 林 綾 野

4 議事日程

- 日程第 1 議案第 8 号 小田原市図書館運営方針について (継続審議) (図書館)
- 日程第 2 議案第 15 号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について (生涯学習課)
- 日程第 3 議案第 16 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)
- 日程第 4 議案第 17 号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について (教育指導課)
- 日程第 5 議案第 18 号 公立幼稚園の基本方針について (教育指導課)

日程第 6 報告第 2 号 事務の臨時代理の報告（平成 31 年 3 月補正予算（追加議案））
について（教育部）

5 その他

平成 30 年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について（教育総務課）

6 議事日程

日程第 7 議案第 19 号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】（教育部）

7 議事等の概要

（1）教育長開会宣言

栢沼教育長…本日の出席者は 5 人で定足数に達しております。

（2）2 月定例会会議録の承認

（3）会議録署名委員の決定…和田委員、萩原委員に決定

栢沼教育長…それでは、議事に入る前に、会議の非公開について、お諮りいたします。

本日の日程のうち、議案第 19 号「教育委員会職員の人事異動について」は、人事に関する事件ですので、その性質上、これを非公開といたしたいと存じます。

議案第 19 号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

栢沼教育長…全員賛成により、議案第 19 号は、後ほど非公開での審議といたします。

（4）日程第 1 議案第 8 号 小田原市図書館運営方針について（継続審議）（図書館）

図書館副館長…それでは、私から、議案第 8 号「小田原市図書館運営方針」について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

小田原市図書館運営方針（案）でございますが、2 月の教育委員会定例会で皆様からいただいた御意見を反映して図書館運営方針を修正させていただきました。修正箇所は小田原駅東口図書館の重点方針を中心に下線を引いてある部分でございます。

基本方針 1 の「広範な本や情報の提供」の中央図書館の重点方針で「バリアフリー資料を含め」という文言を追加しておりますが、これは今月に開催した図書館協議会の委員から、東口図書館の「多文化・多言語資料の収集」とのバランスを勘案されての御意見をいただき反映したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

（質疑）

吉田委員…前回出した意見をスマートに取り入れていただいたと思います。ありがとうございました。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により修正した原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で、図書館が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(図書館職員 退席)

(5) 日程第2 議案第15号 史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について
(文化財課)

文化財課長…議案第15号「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員の委嘱について」を御説明申し上げます。

お手元の資料「史跡小田原城跡調査・整備委員会委員候補者名簿及び新任候補者名簿」を御覧ください。

史跡小田原城跡調査・整備委員会委員につきましては、史跡小田原城跡調査・整備委員会規則により任期は2年と定められており、平成31年3月31日をもって任期が満了いたします。

また、委嘱にあたりましては、同規則により(1)学識経験者、(2)小田原市文化財保護委員会の委員、(3)そのほか教育委員会が必要と認める者のうちから委嘱することとなっております。

史跡の調査や城跡の整備等は専門性が高く、現委員の皆様は、余人をもって代えがたい学識経験者の方ばかりであり、これまで本市の史跡の調査及び整備に深く関わっていただいております。小田原城跡に精通されている方ばかりでございます。

しかしながら、昨年7月に亀井伸雄委員が御逝去されたため、同委員会に補充の必要性が生じております。

そこで、後任の人選についてでございますが、2ページの新任候補者名簿を御覧ください。故亀井氏と同様に、元文化庁主任文化財調査官であり、全国各地の史跡整備に精通しております佐藤正知氏が適任と思われれます。

佐藤氏は、昭和32年生まれ。史跡の専門家でございます。人格・識見とも優れた方でございます。本市でも、平成30年度から、すでに専門委員の立場で、史跡小田原城跡保存活用計画策定部会の部会員として、保存活用計画の策

定に携わっていただいておりますが、今後は、史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、史跡整備全般について調査審議いただくとともに、引き続き、策定部会にも参画していただくこととなります。

また、1ページの候補者名簿のとおり、これまで専門的な立場から御指導や御助言をいただいていた現委員10名を再任し、引き続きお願いしたいと考えております。

以上、名簿にございます各氏におかれましては、いずれも史跡小田原城跡調査・整備委員会委員として、適任と思われますので、委嘱いたしたく提案するものでございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

栢沼教育長…以上で、文化部が関連する議題は終了いたしましたので、関係の職員は御退席ください。

(文化部職員 退席)

(6) 日程第3 議案第16号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から、議案第16号「小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について」御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2ページの議案説明資料で御説明します。

はじめに〔改正理由〕ですが、放課後子ども教室を教育総務課の事務分掌に位置付けるほか、所要の改正を行うため改正するものです。

次に〔内容〕でございますが、1として、教育総務課の事務分掌に、放課後子ども教室に関する事項を追加するものです。

放課後子ども教室については、試行としてスタートしてきたことから、これまで規則上の位置付けをしていませんでしたが、既に18校に設置し、予算が議決されれば来年度には全校設置となるところまで参りましたことから、改めて規則への位置付けを行なうものです。

次に2でございますが、教育総務課の事務分掌から学区の編成に関するものを削除し、教育指導課の事務分掌に「通学区域の変更(学校の規模の適正化に係るものを除く。)に関する事項」を追加するものでございます。これまでも、例えば片浦中学校閉校に伴って片浦小学校卒業生の通学先を城山中学校に変更したり、片浦小学校を小規模特認校にするような学校規模の適正化に伴う学区の見直しにつきましては教育総務課で行っており、この点には変更はございま

せんが、その他の簡易な変更については、就学事務を行っている教育指導課で行うもので、これまでも、ただ今申し上げましたような分担で事務を行っており、規則を現状に合わせるため改正するものでございます。

規則の施行は平成 31 年 4 月 1 日を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(7) 日程第 4 議案第 17 号 小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を
改正する規則について (教育総務課)

教育総務課長…それでは、私から、議案第 17 号「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」御説明申し上げます。

議案書をおめくりいただき、2 ページの議案説明資料で御説明します。

はじめに [改正理由] ですが、教育委員会の権限に属する事務のうち、学校運営協議会に関する事項について所要の整備を行うため改正するものでございます。

このたびの改正につきましては、2 月の定例会で小田原市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則を議決いただきましたが、この改正に併せて学校運営協議会に関連する規定を精査したところ、他の非常勤特別職の任命手続と相違していることが判明いたしましたため、学校運営協議会委員の任命手続を他の非常勤特別職職員と同様の手続とするよう改めるものでございます。

[内容] でございますが、教育委員会の権限に属する事務につきましては、第 2 条で規定しておりますが、このうち、学校運営協議会の委員の任免に関する事項について削除するものでございます。

学校運営協議会につきましては、予算が議決されれば、来年度から小学校全校での設置となり、委員の総数は 250 人を超えるような状況となりますが、これだけの数の委員を定例会で議決していただくことは、現実的ではないと判断し、他の非常勤特別職職員の任免と同様に教育長による専決とさせていただきます。

参考として、教育長の専決を規定する、「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条」を記載いたしております。第 4 条第 4 号によりますと、附属機関の委員以外の任免、委嘱及び解嘱に関することは教育長の専決といたしておりますことから、学校運営協議会委員も今回の改正によりまして、この規定を適用するものでございます。本日議案第 15 号として議決をいただきました「史跡小田原城跡調査・整備委員会」につきましては、教育委員会の附属

機関となりますことから、第4条第4号は適用されず、教育委員会による議決をいただいたものでございます。

なお、第4条ただし書きにございますように、教育長が特に重要若しくは異例に属するものと認めたとき又は教育委員会において要求があったときは、この限りでない。とされておりますので、例えば、新規に運営協議会を設ける場合の最初の委員については、このただし書きを適用して議決事項とすること、あるいは、第2項を適用し、重要な事項について事後的に報告するという方法もとれると考えておりますので、御意見をいただければと存じます。

最後に、改正後の規則の施行は平成31年4月1日を予定しています。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

(質疑)

栢沼教育長…後半に説明のあった、初回の委員の任命について事後報告とするかといったことについては、今ここで御意見をいただくということでしょうか。

教育総務課長…来月の定例会では、新たに8校に設置するための規則改正を行うことになりませんが、それに合わせて新規の8校については、委員の任命についても必要であれば議決事項にすることも可能となります。委員の皆様御意見をいただければ、その方向に沿って議案の準備をさせていただきたいと思っております。

吉田委員…教育長の専決第4条第4号と齟齬がないようにする整理ということで理由は分かりましたが、今まで学校運営協議会のメンバーを見てきた中で、今まであった学校評議会が、ただ名前を変えただけということにならずに、もう少し広く住民の方の意見を聴けるようにメンバーを入れ替えるといったことはできないかという意見を言いましたので、そういったところを勘案して提案いただくことをお願いしたいと思います。

地域のことをよく御存知の教育長ですので、信頼してお任せしたいと思います。

栢沼教育長…吉田委員の発言にあった、まさにそのとおりで、学校評議員が学校運営協議会の委員にそのまま同じ人になるということもあると思いますが、すべて同じ方に決まるということは違うと思っております。学校運営協議会を設置している意味は、吉田委員がおっしゃったように、地域や企業などの様々な人材が登用されて、教員の意識も変えるということを含め、地域ぐるみで、地域とともに学校をつくっていくということですので、選出にあたっては、各学校に十分周知をしていきたいと思っております。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(8) 日程第5 議案第18号 公立幼稚園の基本方針について (教育指導課)
教育指導課長…それでは、議案第18号 公立幼稚園の基本方針について御説明します。

「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方(案)」については、1月の教育委員会定例会、2月の総合教育会議及び教育委員会定例会においても御協議いただいているところです。この公立幼稚園・保育所の今後のあり方については、子ども青少年部保育課所管の公立保育所も含め、小田原市全体の今後の就学前教育を考えていくにあたり、まずは公立施設としての基本的な考えや役割をしっかりと捉えたうえで、今後、民間施設等とも話し合いを進めてまいりたいと考えております。

そこで、本日は就学前教育のうち、公立幼稚園の基本方針につきまして教育委員会の議決を頂きたいと思っております。

議決いただきたい項目としては4点でございます。

1点目として、公立幼稚園における基本的な考え方については、既に策定されております、「小田原市教育大綱」と「小田原市学校教育振興基本計画」がございしますが、これに本日参考資料として添付させていただきました「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方(案)第4章就学前教育・保育の基本的な考え方として示している内容に基づくことを加えていただくことです。

2点目としては、公立幼稚園においては、既存園の統合・廃止を具体的に進めていくことです。これまでも協議いただいておりますように、本市の幼稚園の利用園児数は減少傾向にあり、子供の健やかな育ち、適切な集団規模による教育の確保の観点から、既存園の統合・廃止を具体的に進めていくことです。

3点目としては、ただいま御説明した2点目と関わりますが、幼保一体化の具体的な姿として、幼稚園の統合・廃止に合わせて、公立認定こども園の整備検討を開始し、早期の整備に向けて準備を進めることです。

最後、4点目としては、ただ今御説明いたしました取組を進めるためには、教育委員会と市長部局とで組織が分かれていることにより、統一的な取組ができていく現状がございしますので、就学前教育と保育を管轄する組織を統合していくことです。組織統合につきましては、法的な面でクリアすべき課題も多くございしますが、全国的には既に取り組んでいる自治体等もございしますので、それら先進市の取組なども参考に検討してまいりたいと考えております。

以上4点につきましては、「小田原市教育長に対する事務委任等に関する規則」第2条第4号「学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること」及び第13号「学校その他の教育機関の管理運営の基本方針の策定に関すること」に関わりますことから、教育長に権限を委任できない事項に定められておりますので、教育委員会として議決していただければと考えております。

そのうえで、参考資料として添付いたしました「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」(案)につきましては、子ども・子育て会議や厚生文教常任委員会でもいただいた御意見も加味したうえで、庁内決裁を経て成案としてまいりたいと考えております。文章表現につきましては、本日も御意見があればお伺いさせていただき、各委員の御意見や想いをできる限り取り入れてまいりたいと考えておりますが、教育委員会だけではなく、子ども青少年部としての考え方もございますので、細かな表現につきましては、子ども青少年部とも調整させていただき作成したいと考えておりますので、御理解下さるようお願いいたします。

説明は以上です。

(質疑)

吉田委員…基本方針については、1から4までで良いと思いますが、統廃合される対象となると、今のところ公立では幼稚園が主で、保育所はあまり廃止ということは見えてきていないと思いますが、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」(案)の9ページ「公立施設が果たす役割」の①に「研究機能」とあります。統廃合した場合に、園が少なくなるだけでなく、公立幼稚園は統廃合するけれど、どこかに研究機能を残すということを一文入れていただくと安心できます。私の学校でも、今まで実習させていただいておりますが、とても素晴らしい保育をされておりますので、実践の経験を生かした研究機能を残して、広めたり深めていったりということがあったら良いと思います。公立幼稚園の基本方針としてはそぐわないようであれば結構かと思いますが、いかがでしょうか。

教育指導課長…研究機能としての役割については、「5 公立幼稚園・保育所の今後のあり方」のところで、公立の役割の大事な一つであると考えており、そこについては残していきますが、基本方針の一文として表記するというのでしょうか。

吉田委員…「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」(案)には「公立施設の」と書いてありますが、研究機能として残していくことを意識しなければいけないのは幼稚園ではないかと思っておりますので、研究機能ということが、今後の公立幼稚園の基本方針の中に残ると良いと思います。

基本方針を施設整備の話だけでまとめるとすると、そぐわないので、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」(案)の中で打ち出して取り組んでいくということで良いですが、施設設備だけでなく機能についても触れているのであれば、やはり、方針の中に入れるということもあるかと思っております。

教育指導課長…議案書の1については、第4章の基本的な考え方を示しておりますが、第5章の中に公立幼稚園の機能としての表記がありますので、基本方針の1に第4章

と第5章の中の機能について表記することは可能であると思います。少し整理をさせていただきたいと思います。

教育総務課長…吉田委員に確認させていただきますが、研究機能ということについて、公立幼稚園6園あるものを1園でも残して、その1園に研究機能を残すというお考えなのか、あるいは、幼稚園としてはなくなるが、幼稚園から移行してきた新たな認定こども園の中に研究機能が残っていけば良いというお考えなのかを確認させていただきたいと思います。

吉田委員…幼稚園に、認定こども園に、ということではなく、今までの色々な実践をまとめていくような、もしかしたら教育委員会のどこかに、研究機関として幼児教育保育研究所のようなものができるなど、統廃合した際に、園で働いていた先生がやってくれると良いと思いました。どこかを実験園にするということではなく、実験的な取組もすると思いますが、今まで行ってきたことを私立の幼稚園に知らせたり、小学校に知らせたり、つないでいくようなことができる機能を残すということを、例えば5として、幼稚園が積み重ねてきた幼児教育の知見を整理する、まとめあげていく機能を拡充するというようなことが書けるかと思いました。

教育指導課長…今後の幼児教育、就学前教育については、子ども青少年部と教育部で組織を整理し、就学前教育は大事であると捉えて行っていくことになります。公立幼稚園の基本方針としてというよりはむしろ、市全体で研究機能を残していくという方向になります。今回表記した4点については、公立幼稚園の限定的な部分ですが、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」(案)にある1章から5章については幼稚園だけでなく、公立全体で取り組んでいくというスタンスで表記しています。この中で触れている以上、公立として取り組んでいくと捉えていただければと思います。

吉田委員…分かりました。ありがとうございます。

栢沼教育長…今後、「小田原市公立幼稚園・保育所の今後のあり方」の中に、研究機能について、市全体で機能をどう残していくのか、持続させていくかということ盛り込んでいくということですね。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(9) 日程第6 報告第2号 事務の臨時代理の報告(平成31年3月補正予算(追加議案))について (教育部)

教育部副部長…それでは、私から説明申し上げます。

お手元の資料「平成31年3月補正予算(追加 その2)要求概要」を御覧ください。

この度の補正予算の考え方ですが、国の平成30年度第2次補正予算の成立に伴い国庫補助金の内示を受けた事業の中には、市の平成30年度当初予算に既に計上しているものが含まれていること等から、本補正予算におきましては、平成30年度当初予算に不足する経費を計上する形としております。

細部について御説明申し上げますので、資料の下段、繰越明許費補正の欄を御覧ください。

この度の学校施設の改修に要する事業費は、1段目及び2段目に掲げる金額のとおりですが、これらの事業は翌年度に工事を執行することから、事業費を全額繰り越すものです。

1段目の「学校施設改修事業（小学校費）」及び2段目の「学校施設改修事業（中学校費）」のうち、「トイレ改修工事」につきましては、新玉小学校、桜井小学校、矢作小学校、国府津中学校、泉中学校のトイレにつきまして全面改修を行うものでございます。次に、「非構造部材(照明)改修工事」につきましては、桜井小学校、酒匂中学校、鴨宮中学校の屋内運動場の照明を水銀灯から重量の軽いLED照明に改修し、落下防止対策を施すものでございます。

続きまして、資料の上段、歳入の欄にお戻りください。

1段目の（項）国庫補助金（目）教育費補助金につきましては、本補正予算の財源といたしまして大規模改造事業費補助金を増額するものであります。

2段目及び3段目の（項）市債（目）教育債におきましては、小学校債、中学校債ともに、地方財政措置が講じられ、また、通常より充当率が高い補正予算債を活用することに伴い、義務教育施設整備事業債を増額するものでございます。

続きまして、資料の中段、歳出の欄をご覧ください。

1段目の（項）中学校費（目）学校管理費の中学校教育環境整備経費の学校施設維持・管理事業でございますが、当初予算に不足する事業費を計上するものであります。

同2段目の（項）予備費（目）予備費におきましては、小学校費で歳入のみを増額することにより生じる一般財源の余剰額を、予備費に留保するものであります。

以上で、「事務の臨時代理の報告について」の説明を終わらせていただきます。

(質疑・意見等なし)

(10) その他 平成30年度教育委員会事務の点検・評価後の状況について

(教育総務課)

教育総務課長…それでは私から御説明いたします。

本日は、前回から今回の報告にかけて、変更している箇所について御説明いたします。

2ページをお開きください。

14番のアスリートの派遣についてですが、これまでの実績を追加記載するとともに、平成31年度の派遣校の考え方を「原則、過去の派遣実績がない学校」と修正しました。御意見の趣旨は、在学中に1度はトップアスリートと触れ合う機会をとということで、現在より頻度を増やすことが必要となります。現在、本事業は財源をヒルトン基金としておりますことから、財源をどうするかという大きな課題がございます。今後、点検評価では、他の事業との優先順位付けですとか、事業のスクラップというような視点を持つ必要も出てこようかと考えているところであり、来年度の点検評価の課題としたいと考えております。

次に、5ページをお開きください。

39番のブロック塀の対応については、理由等の記載欄の説明を、現状の説明に更新しました。

なお、4ページにお戻りいただき、35番「みんなのトイレ」については、前回の定例会で御意見をいただいたところですので、学校安全課長から現状等について改めて説明をさせていただきます。

私からは以上です。

学校安全課長…前回の定例会で、4ページ35番について、御意見をいただきました。車いすに対応したトイレを各階に整備するということに対して、適切に整備することについて検討をという御意見をいただきました。トイレの改修の際には、車いすだけではなく、怪我等を含め、自立移動、移動に不自由のある児童生徒などが利用しやすいトイレを設けていきたいということで各階に整備しております。あわせて、みんなのトイレは設置していないという記述を現在ではさせていただきますが、実際は、富水小学校と町田小学校の屋内運動場の改築の際に、みんなのトイレを設置済であったため、その旨、また、今後、新築増改築の際には設置をしていく考えである旨の2点を報告いたします。

(質疑)

栢沼教育長…アスリート派遣についてですが、ヒルトン基金で行うことは分かりますが、小学校25校の中で、まだ派遣できていない学校があると思います。これらについて、学校を選んでいく過程で、学校が希望すると手を挙げているのか、教育委員会で選定して学校にお願いしているのかということはどうなっているのでしょうか。

教育指導課長…アスリートの派遣については、学校からの希望を基に、多数になりますので、教育委員会で順番を考え、設定しております。

栢沼教育長…学校からの要望ということですね。その中で、予算の関係等で全ての要望に答えられないため、順次行っていて、今後、どこまで続けられるかということについては、財源の関係もあると思いますが、見通しとしてはどうでしょうか。基金が平成32年度まではありますが、その後はどうでしょうか。

教育指導課長…財源については、ヒルトン基金で行っておりますが、県も同様の事業を行っており、その事業との整合性や事業の効果等を踏まえて、一度、平成32年度で評価をしたうえで、今後の継続については考えていきたいと考えております。

萩原委員…前回は質問したみんなのトイレの設置についてですが、各学校の各階に男女1か所ずつ車いすに対応したトイレを設置していく理由を伺いたいです。

学校安全課長…この整備については、神奈川県のパリアフリー条例に係る整備ガイドブックというようなものを参照しながら行っており、ガイドブックには、まず、みんなのトイレを整備するように書いてあります。その次に、それ以外の整備例として、入り口が広く中に入りやすい、扉が横に開く、中に支えるところが左右にあるというようなものを整備していくべきということが書いてあります。萩原委員が言われるように、3階にも4階にも必要なのかということがあるかと思いますが、現在、キャタピラー付きの昇降機で、久野小学校で実際に上の階に上がられています。そういった方が随時発生したり、怪我などで松葉杖を使用している方が、間口が広くすることで使いやすくなることもありますので、各階に一つずつくらいは設置していきたいということで、県条例等を踏まえながら行っております。

萩原委員…神奈川県のパリアフリー条例も、みんなのトイレが必要なことももちろん分かりますが、2階以上各階にみんなのトイレを整備するならば、エレベーターを整備するのが先ではないかと思います。また、男女別に1つずつみんなのトイレを整備するとのことですが、そもそもみんなのトイレというのは男子でも女子でも使えるものですから、なぜ男女別に必要なのか疑問に思います。

(その他質疑・意見等なし)

栢沼教育長…それでは、先ほど非公開とすることにいたしました案件以外の議題は終了いたしましたので、非公開とすることにいたしました案件を議題といたします。非公開とする前に、委員、又は事務局からその他何かありますか。

(特になし)

栢沼教育長…ないようですので、非公開といたします。関係者以外の方は、御退席ください。

(関係者以外退席)

(11) 日程第 7 議案第 19 号 教育委員会職員の人事異動について【非公開】

(教育部)

教育指導課長…それでは、私から御説明申し上げます。

来る 3 月 31 日付けで、教育委員会事務局の管理職員等の定年退職等を行うとともに、その後任に係る異動等を 4 月 1 日付けで、別紙のとおり行うものであります。

以上、簡単でございますが、提案説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

(質疑)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

7 教育長閉会宣言

平成 31 年（2019 年） 4 月 23 日

教 育 長

署名委員（和田委員）

署名委員（萩原委員）